

(別記簿)

解決要項

- 一 会社は未拂給料(千四百三円)を即時支拂の事
- 一 萬一会社解散の場合には全従業員(工務部)の退職年金の一部として中島萬吉氏は壹萬圓を支給する事を保証する事 (中島萬吉印)
- 一 会社は昭和十二年三月より給料支拂日を毎月二回(十五日、月末)とする事
- 一 会社は従業員に待遇改善の因としては最善の努力をすること
- 一 会社は加藤虎之助、高坂啓作両君を工務部代表として職長に推挙する事
- 一 会社は業務委員会を設置する事
- 一 業務委員会は營業編輯工務各部より若干名選出する事
- 一 尚業務委員会の権限、審議事項、構成、其他具體的要綱に因しては可及的
- 一 会社は於て研究の上実施する事
- 一 但し工務部委員は二名とする事
- 一 会社は争議中より日給(十一日間、七百五十円)を支給する事
- 一 会社は金壹對(八百円)を支給する事
- 一 会社は今後全従業員を整理せしめる事

以上

勞務第二一〇九種

昭和十二年九月二十二日

警視總監 齋藤



内務大臣 馬場 鐵一 殿
 社會 局長 官 殿
 各廳 府 縣 長 官 殿

(甚道官親友被禁禁奉受知善因福)

株式會社萬朝報社、労働争議ニ關スル件

(發生—解決)

要旨

一 長谷川社長、八月下旬頃より工場閉鎖の決定に工場職員以外一切作業者を金三千円に留め九月十一日夜
 一 勞務調査會に工場閉鎖の報告あり

一 役員(金澤)ハ之ヲ腹藏シ在籍員ト共自手争ヲ開始シ定款権ハ深遠不利ト見テ連絡關係ヲ断念セリ

一 工場従業員ハ工場閉鎖ヲ承認シ九月十七日午後八時結果解散手續其他支給手續停止トシテ日滿解決セリ

標記會社ニ在リテハ昭和十一年三月以來經營困難ニ原因シ社員ノ